

国 地 契 第 5 4 号
国 官 技 第 2 5 7 号
国 営 整 第 1 4 5 号
平 成 2 0 年 1 月 2 3 日

各 地 方 整 備 局
総 務 部 長
企 画 部 長 あ て
営 繕 部 長

国 土 交 通 省 大 臣 官 房
地 方 課 長
技 術 調 査 課 長
官 庁 営 繕 部 整 備 課 長

随 意 契 約 の 見 直 し に 伴 う 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務 等 の 発 注 に つ い て

今 般 の 国 土 交 通 省 に お け る 「 国 土 交 通 省 に お け る 随 意 契 約 の 総 点 検 、 見 直 し に つ い て 」 （ 平 成 19 年 12 月 26 日 公 表 ） に お い て 、 従 来 、 建 設 弘 済 会 な ど 国 土 交 通 省 所 管 公 益 法 人 等 と 特 命 随 意 契 約 を 行 っ て き た 業 務 の 多 く に つ い て は 、 参 加 者 の 有 無 を 確 認 す る 公 募 方 式 に よ る 契 約 か ら 企 画 競 争 又 は 競 争 入 札 （ 総 合 評 価 落 札 方 式 を 含 む 。 ） に よ り 契 約 す る こ と と さ れ た が 、 当 該 業 務 に つ い て 行 う 入 札 ・ 契 約 手 続 は 、 下 記 の と お り 取 り 扱 う こ と と し た の で 、 遺 漏 の な い よ う 措 置 さ れ た い 。

記

1. 対 象 業 務 と 入 札 ・ 契 約 の 方 式 に つ い て

建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務 等 に つ い て は 、 「 プ ロ ポ ー ザ ル 方 式 に 基 づ く 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 等 の 特 定 手 続 に つ い て 」 （ 平 成 6 年 6 月 21 日 付 け 建 設 省 厚 発 第 269 号 、 建 設 省 技 調 発 第 135 号 、 建 設 省 営 建 発 第 24 号 ） 、 「 公 募 型 プ ロ ポ ー ザ ル 方 式 に 基 づ く 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 等 の 選 定 ・ 特 定 手 続 に つ い て 」 （ 平 成 6 年 6 月 21 日 付 け 建 設 省 厚 発 第 270 号 、 建 設 省 技 調 発 第 136 号 、 建 設 省 営 建 発 第 25 号 。 以 下 「 公 募 型 プ ロ ポ ー ザ ル 通 達 」 と い う 。 ） 、 「 簡 易 公 募 型 プ ロ ポ ー ザ ル 方 式 に 基 づ く 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 等 の 選 定 ・ 特 定 手 続 に つ い て 」 （ 平 成 8 年 9 月 26 日 付 け 建 設 省 厚 契 発 第 38 号 、 建 設 省 技 調 発 第 169 号 、 建 設 省 営 建 発 第 92 号 。 以 下 「 簡 易 公 募 型 プ ロ ポ ー ザ ル 通 達 」 と い う 。 ） 、 「 公 募 型 競 争 入 札 方 式 に 基 づ く 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 等 の 選 定 手 続 に つ い て 」 （ 平 成 6 年 6 月 21 日 付 け 建 設 省 厚 発 第 271 号 、 建 設 省 技 調 発 第 137 号 。 以 下 「 公 募 型 競 争 通 達 」 と い う 。 ） 、 「 簡 易 公 募 型 競 争 入 札 方 式 に 基 づ く 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 等 の 選 定 手 続 に つ い て 」 （ 平 成 8 年 9 月 26 日 付 け 建

設省厚発第39号、建設省技調発第170号。以下「簡易公募型競争通達」という。)等において、入札に付そうとする業務の内容及び規模に応じて適用する手続が定められているが、平成17年度に建設弘済会と特命随意契約を行った業務及び平成17年度に建設弘済会以外の国土交通省所管公益法人等(所管公益法人、独立行政法人、特殊法人及び特定民間法人等をいう。以下同じ。)と特命随意契約を行った行政補助的な業務(「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号)記1(2)②イの行政補助的な業務をいう。)であって「随意契約見直し計画」(平成18年6月国土交通省)の対象となった建設コンサルタント業務等(以下「特定業務」という。)については、これらの通達において定める対象業務の範囲にかかわらず、次の手続によること。

① プロポーザル方式で発注しようとする場合

イ 1件につき予定価格が7,200万円以上の協定対象特定業務(特定業務であって、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)付属書I日本国の付表4に掲げるサービス(当該付表4に関する注釈注3ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスを除く。)に係るものをいう。以下同じ。)については、公募型プロポーザル通達の手続

ロ 1件につき予定価格が5,000万円以上7,200万円未満の協定対象特定業務については、簡易公募型プロポーザル通達の手続

ハ イ及びロに掲げる業務以外の特定業務については、簡易公募型プロポーザル通達の手続に準じた手続。ただし、同通達の記4(5)に基づく英語による記載は要しない。

② 競争入札(総合評価落札方式を含む。)により発注しようとする場合

イ 1件につき予定価格が7,200万円以上の協定対象特定業務については、公募型競争通達の手続

ロ 1件につき予定価格が5,000万円以上7,200万円未満の協定対象特定業務については、簡易公募型競争通達の手続

ハ イ及びロに掲げる業務以外の特定業務については、簡易公募型競争通達の手続に準じた手続。ただし、手続を簡素化するために参加表明書の受領期限を入札説明書の交付を開始した日の翌日から起算して5日程度まで短縮することにより、手続に要する期間の短縮を図ることができるものとし、また、同通達の記4(5)に基づく英語による記載は要しない。

2. 特定業務に係る競争性の一層の確保について

プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続における技術提案書の提出者については、公募型プロポーザル通達記6(1)及び簡易公募型プロポーザル通達記6(1)において、3から5社程度を選定することとされているところであるが、特定業務については、契約手続における競争性を一層確保することが求められていることを踏まえ、当分の間、これらの規定にかかわらず、参加表明書の提出者のなかから技術提案書の提出者を選定しようとするときは、技術提案書の提出者に要求される資格及び業務実施上の条件を満たす者すべてについて選定すること。

3. その他の業務発注における透明性及び競争性の確保

特定業務以外の建設コンサルタント業務等であって、次に掲げるものを発注しようとするときは、一層の透明性及び競争性を確保する観点から、業務の規模、内容等を勘案し、簡易公募型プロポーザル通達の手続に準じた手続又は簡易公募型競争入札方式に準じた手続によるべきものについては、当該手続によるよう努められたい。

- ① プロポーザル方式で発注しようとする次のいずれかに該当する業務
 - イ 1件につき予定価格が5,000万円未満の業務
 - ロ 政府調達協定付属書 I 日本国の付表 4 に掲げるサービス（当該付表 4 に関する注釈注 3 ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスを除く。）に係る業務以外の業務
- ② 競争入札（総合評価落札方式を含む。）で発注しようとする 1 件につき予定価格が5,000万円未満の業務

なお、特定業務以外の建設コンサルタント業務等のうち、①ロに掲げる業務に該当する業務であって、1件につき予定価格が5,000万円以上のものを競争入札（総合評価落札方式を含む。）で発注しようとするときは、「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の改善について」（平成12年7月26日付け建設省厚契発第25号、建設省技調発第119号、建設省営建発第47号）記4（1）に従い、簡易公募型競争通達の手続に準じた手続によること。

附 則

この通達は、平成20年1月24日以降に手続開始の公示を行う業務から適用する。